

クリッテンデン妥協案の反響と奴隷制度

森, 祐三

<https://doi.org/10.15017/2335171>

出版情報 : 史淵. 52, pp.73-90, 1952-05-01. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

クリッテンデン妥協案の反響と奴隸制度

森

祐 三

一

南北戦争の前夜、即ち一八六〇年十二月二十日から翌年二月一日迄の間に、サウス・カロライナを先頭とする南部七州が合衆國からの脱退を宣言したが、この間連邦の分裂を防止すべく種々の妥協工作が試みられた。その主なるものに、ケンタッキー州選出上院議員ジョン・J・クリッテンデン (John J. Crittenden) の提議になるクリッテンデン妥協案 (the Crittenden Compromise) や、ヴァージニア州の提議になる平和會議 (the Peace Conference) 等による方法があつた。然し後者の中心議題となつたものはやはり前者であつたのであるから、最も妥協工作として影響力を持つたものはクリッテンデン妥協案であつた。従つてここでは、この妥協案が南北に與えた影響について述べたいと思ふのであるが、私が特にかかる問題を取上げた所以は、南北戦争の對抗勢力については一應一八六〇年の選挙において解答が與えられているが、妥協案の賛否はそれ以上に最後の判断、特に奴隸問題に對する認識を凝集的に表わした分布圖を描き出したからである。然らばクリッテンデン妥協案とは如何なるものであつたか。それは一八六〇年十二月十八日合衆國上院に提議されたもので、合衆國憲法に對する修正を提議した六ヶ條と四項目の決議事項から成り、その内容は大體次の如きものであつた。

修正箇條

一、北緯三十六度三〇分以北に在る、又は將來得らるべき全ての

准州に於いて奴隸制は禁止されるが、以南ではその存在を認められ准州政府により財産として保護されるべきこと。

クリッテンデン妥協案の反響と奴隸制度

二、奴隸州の範圍内にあつてその管轄權の下にある所では連邦議會は奴隸制を廢止する力を持たないこと。

きでないこと。

三、連邦議會は、奴隸制がメリーランド又はヴァージニアに存在する限り、コロンビア地區に於ける奴隸制を廢止する力を持たず、又住民の同意なく或は同意しない人々への適當な補償なく廢止する力を持たないこと。

決議事項

四、國內奴隸取引は干渉されざること。

1 奴隸州は有効なる逃亡奴隸法の忠實なる服従及び執行を爲す權利を持つこと。
2 連邦議會は逃亡奴隸法に對立する法の廢止を關係州に勸告すること。
3 決定が請求者に有利であるうとなかろうと、逃亡奴隸法の中に述べられる事務官の謝禮は同一であること、又逮捕拘留の權能をもつ人により posse comitatus を召喚する權威は制限されること。

五、逮捕が力又は奪回によつて妨げられる時は、合衆國は逃亡奴隸の十分なる價格を所有者に支拂ふこと。

4 決定が請求者に有利であるうとなかろうと、逃亡奴隸法の中に述べられる事務官の謝禮は同一であること、又逮捕拘留の權能をもつ人により posse comitatus を召喚する權威は制限されること。

六、本案の他の五條又は憲法の奴隸制に關する現在の文節を變更すべき憲法修正は爲さるべきでなく、又いかなる修正も連邦議會に對していかなる州の奴隸制にも干渉する力を与えるべ

この提議に對し、上院は十二月二十日、クリッテンデン、シェーアー、ウィリアム H. セワード、ロバート トムズ、ダグラス (Stephen A. Douglas)、デイヴィス (Jefferson Davis)、ウェイト (Benjamin F. Wade) 等

り成る十三人委員會を任命し、翌日同委員會は開會したが、共和黨の五委員はこの案の憲法修正簡條の全てに反對投票し、決議案の第一と第二の項目にも反對した。デイヴィスとトゥームズは南部の立場から第一條に反對し、他の全ての條項には賛成した。そして三十一日には同委員會は調整の不可能なる旨を報告した。下院に於いても同様に三十三人の委員會が討議したがこれも終に失敗に終つたのである。

この結果によつて知られる如く、南北兩側の意見は第一條に於いて根本的對立を示した。即ち北緯三十六度三〇分によつて自由・奴隸の境界線を引くことは、双方いづれも満足しなかつたのである。何となれば、北部側はこの線以南の現行奴隸州のみに奴隸制を限ろうとしたのに對し、南部側はこの線以北にも奴隸制を擴張せんとしたからである。今これを一

つて自由・奴隸の境界線を引くことは、双方いづれも満足しなかつたのである。何となれば、北部側はこの線以南の現行奴隸州のみに奴隸制を限ろうとしたのに對し、南部側はこの線以北にも奴隸制を擴張せんとしたからである。今これを一

般的反響について眺めて見たらと思ふ。

註1 F. E. Chadwick, Causes of the Civil War 1850—1861, pp. 170—172. Cf. Documents of American History, edited by Henry S. Commager. N. Y. 1948, p. 308.

2 ibid, p. 172. Cf. A. C. McLaughlin, A Constitutional History of the United States, p. 603. N. W. ステーゼン

メンは「トウームズとデイヴィスは共に、もし共和黨の大部分が賛成ならばこの妥協案に喜んで同意すると述べた」と言っているが、第一條の拒否を見逃した誤である。

11

先づ妥協案の北部における反響について見るに當つて、民主黨及び立憲統一黨 (Constitutional Union Party) に屬する勢力が、その奴隸制に對する主義よりして妥協案に賛同したことは當然であるから、ここでは本來奴隸制に反對する共和黨勢力の陣營内に於ける反響を主として見ることにしたい。一體、一八六〇年の選舉に於いては、ケンタッキー、デネシー、ヴァージニアは立憲統一黨、ミズーリとニュー・ジャージーの南半は北部民主黨、メリーランド、デラウェア及び南部諸州は南部民主黨に投票したのであるから、これらを除く州、即ちニュー・ジャージーの北半と北部西部の全ての州及びオレゴン、カリフォルニアは共和黨に投票したわけであつた。然し果してこれらの州及び共和黨政治家の全てが妥協案に反對したかどうか。事實は必ずしもそうではなかつた。カール・サンドバーグ (Carl Sandburg) はその動搖の様を次の如く語つてゐる。「彼の妥協案の背後には、ダグラス、エドワード・D・ベイカー、エドワード・エヴェレット、サロー・ウィード、オーガスト・ベルモント、サイラス・マッコーム、ニュー・ヨーク・ヘラルドを含む多くの有力新聞、及びトム・コーウインの如き信すべく愛すべき平和の辯護者が參集した。請願書が上院に山積された。リンカン爲に投票した二、〇〇〇のフィラデルフィア市民が自らクリッテンデン妥協案に署名した。マサチューセッツ州の一八

二の市及び町から二三、三二五の市民の署名が届いた。インディアナから一四、〇〇〇の婦人が署名した。シューアードは、調停案を望む六三、〇〇〇のニュー・ヨークの男女の二つの請願を提出した^{註1}と。これを以て見ても、いかに北部の人々がこの案の爲に動かされたかを知ることが出来る。

更にこれを各州について見るために、先づケンタッキー州に接するオハイオ州、ニュー・イングランドのマニユファクチュア中心地マサチューセッツ州、商業及び金融の中心ニュー・ヨーク州の三州について、夫々コロンビア大學歴史經濟法律叢書第四〇卷「南北戦争時代のオハイオ政治」、同第七四卷「南北戦争及び再建時代のマサチューセッツ州に於ける政治的意見」、同三九卷「南北戦争時代のニュー・ヨーク州政治史」を参照して見よう。他の州の動向については、詳しい文献を得ず参照出来なかつたが、この三州のそれは夫々異つた態度を表わすものとして甚だ有益である。

先づオハイオ州に於いては、「議會が冬と春にこの問題を討議しつゝあつた間、オハイオの共和黨は黨の廣く分裂した要素を統一すべき共通の基盤を見出すのに非常に努力した。初めの主なる意見は平和的分離 (peaceable secession) に同意する様に見えた。この意見は、いかなる強制的な計畫も南部との通商關係を妨害するであろうという理由で、州の南部地方に於いて強力に支持された。それは亦、アボリショニスト (奴隸制即時廢止論者) によつて賛同された。何故ならば彼等の指導者達が長く反抗して來た奴隸制との不自然な同盟が瓦解するであろうから^{註2}」然し一方、南部との妥協によつて連邦の統一を保つ方法も力を得て來た。「論争が進むにつれ、逃亡奴隸法への反對という急進的綱領はその支持者を失ひ、協調的政策は益々賛同者を増し、オハイオ州に於ける世論は妥協に傾いた^{註3}」「オハイオ州共和黨のコーウイン修正案 (クリッテンデン妥協案の第六條に一致する) を喜んで承認せんとする態度は、南部との障碍を調停せんとするあらゆる暗示にも熱心であることを示した^{註4}」そして「恐らくオハイオ州は、保守派或いは選舉に敗北した民主黨とさえ行動を共にしたであろう^{註5}」とまで述べられている。

マサチューセッツ州でも南部との通商杜絶による打撃を恐れる賛同者があつた。サンドバーグの示したフィラデルフィアの請願はそれを物語るものであろう。然し同州に於いては、妥協の必要を感じない程、南部脱退州の復歸について樂觀的であつた。即ち「ワシントンへの脅威が印刷物で示されても、平和會議が失敗しても、スプリング・フィールド・リパブリカン紙は四月六日にもなつて、『新しい分離騒ぎ』があるだろうが平和の可能性はまだであると信ずると述べた」^{註6}のであり、脚註によれば、かかる意見をもつ人々は十分の九を占めたと示されている。そして、「サウス・カロライナの側に於ける猪突的行動は、それ自身を悪い事態に陥れるだろうと論じられた」^{註7}し、又「リンカンの就任後、新政府の平和政策をなお信じた爲に安全感が存在した」^{註8}のである。かくしてマサチューセッツ州に於いては、「選舉が終つても大部分は分離の不可能を信じた。分離が事實となつても彼等はそれが一時的なることを信じた。彼等は當然多かれ少かれ協調を欲したが、然し他事はさておき連邦と政府の權威は強固であらねばならぬとし、時が平和的な満足な解決をもたらすことを希望した」^{註9}のであつた。従つて同州は妥協案に對し斷乎拒絶する程度の強硬さはなかつたにしても、リンカン政府に對し信頼を持ち之と同調する限りに於いて、北部の勢力たり得たのである。

更にニュー・ヨーク州に於いては多様であつた。先づ「脱退する權利を革命權として認め、もし南部諸州が慎重に連邦を離れるべく決心したのならば、それらを平和裡に離れしめよと論じた有名なホレス・グリーンリー(Horace Greeley)の社説」^{註10}があつた。次に共和黨のリーダーたるサーロー・ウィードの妥協説があり、クリッテンデンへの同調を示した。然しながらニュー・ヨーク州共和黨に於いては、これらの案に對する反對者も多かつた。即ち、「ウィードのプランは彼の黨に於いて殆んど賛成者を持たなかつた。ニュー・ヨーク・タイムズ、ニュー・ヨーク・キューリア及びエンクワイア等の新聞は彼の示した妥協案に同意したが、それはニュー・ヨークの共和黨の中に殆んど反亂を惹き起さしめた」^{註11}程であつた。彼等は亦グリーンリーの「平和的分離」にも反對した。そして彼等は民軍を組織するにつれて一致して民主黨と戦ふ、「州の

民軍を裝備する爲に五十萬弗を充當する法案^{註12}」を主張したのである。かくの如く、ニュー・ヨーク州に於いては共和黨は積極的に妥協案を拒否する態度を示した。勿論若干の銀行家・商人は妥協的であつたが。

以上三州の動向を見て、オハイオ州はその地理的條件の故に妥協案に傾き、アサチューセツツ州は消極的に、ニュー・ヨーク州は積極的に妥協案に不同意なることを示したことを知つた。その他の州に於いても夫々その地理的經濟的思想的理由の爲に、異つた態度が取られたであろう。今こゝにそれを審かにするを得ないのは遺憾であるが、平和會議（結局は失敗した）に於ける代表に各州が與えた訓令は甚だ参考になる。勿論オレゴン、カリフォルニアはその距離が遠隔なる理由で参加せず、又ミシガン、ミネソタ、ウイスコンシン^{註13}の西北三州も不参加であつたが、これら三州が、提議された會談からは無用の話合いと有害な宣傳のみが生れるとしたことは妥協案への反對を物語るものと思われる。従つて参加州のうち、境界州及びマサチューセツツとニュー・ヨークを除いた州でその態度が比較的判明するものを挙げれば、ペンシルヴェニアは、平和回復の努力はヴァージニアに同意するが、憲法のいかなる變更修正をも望まないとしたのに對し、イリノイ、インディアナはオハイオに類似し、^{註14} ニュー・ジャージーはクリッテンデンの提議を容認すると宣言し、^{註15} ロード・アイランドは憲法の基礎と精神において、現在の不幸な國家的困難を調整する若干の案に同意すべきであるとし、^{註16} コネチカットの代表は會議中の演説において、奴隸制に關しては全くあきあきしている旨述べている。^{註17} 右に見る如く、リンカンに投票した州に於いてもなお妥協的空氣が存したのである。

ここに興味あることは、共和黨リーダーの中に妥協案賛成者を見出すことである。ウイード(Thurlow Weed)は勿論、アダムズ(Charles Francis Adams)、コーウィン(Thomas Corwin)、更には最も南部を攻撃するに熱心であつたシユニアードさえ妥協案に傾いた。グリーリーは亦、妥協案ではなかつたが、「平和的分離」を認めて連邦分裂も已むなしとした。それらは正に共和黨の主張と相離ること遠いものであつて、人をして奇異を感じしめるが、以て當時の混乱動搖を

證するものであらう。一方、リーダーの一人たるサムナー (Charles Sumner) は頗る積極的であつた。即ち彼は「戦争のパーバリズムによつて連邦政府は奴隸制を根こぎにするであらう。いかなる鬭争も奴隸制の迫れる運命を促進するに違ひない。それは流血によつて滅び去るであらう」と言ひ、マサチューセツツ州知事ジョン・アンドルーに宛てて、「吾々は革命の最中にある、そこでは理性は退けられ、情熱がそれに代つて支配する」と書き送つた。そしてこの様な強硬論者にステイヴンス (Thaddeus Stevens)、ウエイドの如き人々があつた。かくの如き中にあつて、黨の中心人物たるリンカン (Abraham Lincoln) はどの様な態度を取つたであらうか。彼は友人ヘイル (J. T. Hale) の質問に應じて次の如く書き送つた。即ち、「私の判断に於いては、奴隸問題を眞に解決すべき妥協案は唯一つしかない。そしてそれはいかなる准州に於いてもそれを禁止することである」と。^{註19}又シュニアードに對しては、「私は不動である。私は國家によつて所有される土地の上に、この制度の擴張を主張し許容する妥協案には賛成しない」と答えたのであつた。かくして、ステイヴンスン (N. W. Stephenson) によれば、「リンカンはきつぱりとこの妥協案の承認を拒絶した。(中略)そして黨は彼と同調しなければならなかつたであらう。それ故ウイード及びシュニアードは速かに協力し、シュニアードは國務長官の役を受諾し、妥協案に反對するに至つた。リンカンが書簡を與えた他の黨員達も彼の見解について知らされ、グリーンリーはトリビューン紙に於いてそれを發表した。この結果は、妥協案に反對して議會に於ける全ての共和黨員の結束を強固ならしめるに役立つた。かくして兩地方を再統一すべきこの最後の計畫は無に歸した」^{註20}のである。

然らばリンカンが拒否の理由とした「奴隸制をいかなる准州に於いても禁止」し、「奴隸制の擴張を許さず」とする見解は、如何なる基礎に立つものであつたか。一體、この主張は既に北部人の間には親しいものであつた。それは南部の強力な武器となつたカンサス・ネブラスカ法案が一八五四年法律となる四ヶ月前に、この法案に憤激したホイッグ黨員、民主黨員及び自由土地黨員がウイスコンシンのリボン (Ripon) に於いて會合し、もしこの法案が通過した時には舊政黨の

組織を抛ち、奴隸制の不擴大 (the non-extension of slavery) という唯一の基礎に基つて新政黨を組織せんと決議した事実にさかのぼり、それ以來共和黨の中心綱領となつて來たものである。それにも拘らず黨員やリーダー達の間に迄動搖があつたことは、奴隸制に對する明確なる認識の欠如によるものであつた。加之、リンカンはこの見解が決して現在のみに妥當するものでなく、それは實に建國の父祖達の精神であつたことを述べている。即ち一八六〇年二月二十七日の「クーパー協會演説」^{註25}及び一八五八年七月十七日のスプリングフィールドに於ける演説^{註23}によれば、合衆國憲法に署名した三十九名の者を憲法を制定した「我等の父祖」とし、これらの人々が連邦政府は連邦准州内の奴隸制度の取締を禁ぜられてゐるか否かの意思表示を行つたかについて調べ、二十三人が意志表示をなし、その中の二十一人が奴隸制の取締を禁じていないとした。その他の十六人のこの問題についての表示はないが、その中には明白に奴隸制反對論者もいたことは明らかである。更に最初の國會において、憲法制定者中の十六人を含めた七十六人が北西地における奴隸制度禁止を施行する法案を通過せしめた。従つてこれらの父祖達は奴隸制を擴張すべからざる惡と考へたのであり、我々も亦これに従うべきである。一方憲法制定者は、當時の多くの制度と共に奴隸制が存在しているのを見、これを根絶せんとすれば既に獲得したものを多く失うかも知れないとし、これを默認せざるを得なかつた。従つて現在においても、吾々の中にそれが存在してゐるといふ事實が、この制度の默認と保護を必然的なものにしてゐると述べた。又、「奴隸」、「奴隸制度」、或いは奴隸制に關連して「財産」といふ言葉もなく、奴隸を暗示するには必ず「人」^{パーソン} (第四條第二) 節第三項) と稱せられ、主人の法律上の權利は「服役或いは勞働に服する義務ある者」に對する權利 (第四條第二) 節第三項) と稱せられており、この様な表現方法は、人間に對する財産權ありとの觀念を意識的に憲法より排除せんがために用いられたと説明したのである。

然し、この様な見解も奴隸制即時撤廢を唱えるアポリシヨニストたちに取つては手ぬるいものであつた。ギアリスン (William Lloyd Garrison) を初め、フィリップス (Wendell Phillips)、更にヘマソン、ロングフエロー、ソローの如き

人々も純粹に人間性の立場から奴隸制を烈しく批難した。然しこれらの人々の意見は北部の主流とはなり得なかつたのである。吾々は次にこの政策の現實的理由を考えて見よう。

- 註1 Carl Sandburg, *Abraham Lincoln, the War Years*, I, p. 28.
- 2 George H. Porter, *Ohio Politics during the Civil War Period*. Columbia University; *Studies in History, Economics and Public Law*, Vol. 40, p. 50.
- 3—12 *ibid.*, p. 72.
- 9—11 Edith Ellen Ware, *Political Opinion in Massachusetts during Civil War and Reconstruction*, pp. 65—66.
- 10—11 Sidney David Brummer, *Political History of New York State during the Period of the Civil War*, p. 99.
- 13 Sandburg, *op. cit.*, p. 85.
- 14 Chadwick, *op. cit.*, p. 271.
- 15 *ibid.*, p. 272.
- 16—17 *ibid.*, p. 271.
- 18 Sandburg, *op. cit.*, p. 85.
- 19—20 *ibid.*, p. 111.
- 21—23 *ibid.*, p. 28.
- 23 Nathaniel W. Stephenson, *Lincoln and the Union, the Chronicle of America Series No. 29*, pp. 93—94.
- 24 Wilfred Binkley, *American Political Parties, their National History*, p. 20.
- 25 Abraham Lincoln: *His Speeches and Writings*, edited by Roy P. Basler, 1946, p. 517.
- 26 *ibid.*, p. 423.

III

右の如き共和黨の「奴隸制局地下」政策の現實的理由については、菊池謙一氏が極めてすぐれた分析を試みておられる。第一に、奴隸制の道德的社會的害悪は一般に理解されても、ヨーロッパの一國程の人口がヨーロッパ大陸全體程の面積にひろがり、人種及び民族も種々でしかも絶えず移民が流入しつゝあつたアメリカの個人主義社會においては、特定の地域内での特定人種の奴隸を解放するために自己の血を流さねばならぬことを民衆に理解させるには容易でなかつたこと。

第二に、「奴隸制局地化」は廣汎で多様な北部西部の諸勢力の統一戦線の最低綱領であつて、北部大衆は奴隸問題が大きく扱われるよりは、土地、貨銀、道路、鐵道、關稅の問題がより切實であつたこと。第三に、北部新興ブルジョア階級の要求であつて、彼等は當面、彼等の産業保護と國內市場確保の要求の最大の障害をなす南部の奴隸所有者と北部の舊商業資本との專制的勢力を、連邦政權から追い落せばよかつたし、中西部及び西部の廣大な市場の展望と移民労働力の大量の流入があつたので、南部の資源、労働力、市場の解放には當面さほど強い關心を持たなかつた上に、彼等は奴隸制への攻撃が、財産權への攻撃となり、北部の貨銀奴隸制への攻撃となることを恐れる事情があつたこと。第四に絶えず土地を要求せねばならぬ「奴隸制自體の法則」のために、その局地化だけでも南部に對しては致命的な意味をもち得たことを擧げておられる。この説明は誠に最低綱領としての奴隸制局地化の理由として十分うなづかれるものである。従つてこれ以上に蛇足を加えることは不必要と思ふが、私はこゝで北部産業ブルジョア階級の性格について、R・ホーフシュタッター (Richard Hofstadter) が關稅問題を通じて論じた見解について一言し、併せて彼等の奴隸制に對する認識の限界について考えて見たいと思ふのである。ホーフシュタッターは、南北對立の一環として關稅問題の重要性を認めたビーム (C. A. Beard) に對する批判より始め、即ちビームがシカゴに於ける共和黨大會及びペンシルヴェイニア及びニュー・ジャージー選舉演説に於いて共和黨の高率關稅政策に對し大衆が熱狂したことを述べてこれが北部の一般的情勢であるかの如く思わしめてゐるのに對し、それはペンシルヴェイニア以外の諸州が賛同したことを決して示すものではないとし、一八五七年のハンター修正案(凡ゆる關稅計畫に一般的な低下率を規定したもの)に對して、上院では、マサチューセツツ、コネチカット及びロード・アイランドからの投票は十四對一を以て賛成であり、ニュー・ヨークは十六對十一、ニュー・ジャージーは二對一で賛成し、五分の三の北部諸州が南部の關稅率低下希望と合流したこと、ペンシルヴェイニア以外に高關稅

を望んだものはマニユファクチュア地方ではなくて、ヴァーモント、イリノイ、オハイオ、インディアナ及びミシガン等の農業州及び羊毛供給州であり、これによつて惹起された鬭争は、北部と南部即ちマニユファクチュアラ―と棉花プランターのそれとなく、羊毛製品生産者と羊毛採取者との間のそれであつたと述べている。然らば何故羊毛製品生産者は低關稅に同意したのであるか。ホーフシュタッターによれば、一八四六年の關稅は羊毛原料に平價で三〇%までの關稅を課したが、この原料價格の増加は生産者を非常に壓迫した。従つてこれに對する解決案（ハンター修正案）が提出されたが、それは三〇%から二三%へ羊毛製品の關稅を減じ、三〇%から八%へ羊毛原料の關稅を減ずるものであつて、それは果して羊毛製品生産者と羊毛採取者との對立を惹起したとし、これは羊毛のみに止らず、マニラ麻、亞麻、生絹、鉛、錫、眞鍮、皮革、亞麻仁及びその他のものに迄應用されたとするのである。それ故彼は次の如き重要な結論に到達する。即ち「南北戰爭の原因論に關して最も意味あることは、關稅問題は黨派的目的の爲に利用されたかも知れないが、これらマニユファクチュアラ―と南部との當時における關稅問題についての公然たる敵意は存在しなかつたということである」と。^註

かくの如く、多數の北部マニユファクチュアラ―諸州がむしろ低關稅を望み南部の希望と一致したという見解は、確かに關稅問題を戰爭原因として重視する主張に一大打撃を與えるものである。然しそれ以上に重要と思われるのは、彼が附言して北部の商業及び金融資本が、二億弗に上る南部負債の拒絶を豫想して分裂を怖れたこと等をあげて、その大多數が強くりンカンの選舉に反對したと述べた點にある。

果して北部マニユファクチュアラ―は低關稅を望み、又資本家の大多數がリンカンの黨に反對したかどうか。この問題を解くためにはとりもなおさず當時の工業の發達が果して保護を必要としたか否かを考究しなければならぬ。タウシツグ（F. W. Taussig）の「合衆國關稅史」によつてこれを見れば、「この年（一八四六年）の關稅は一般に羊毛製品に三〇%の關稅を課した。（中略）羊毛原料にも亦關稅は三〇%であつた。この關稅の下で、三〇%に従う羊毛原料を必要と

したこの部門のマニユファクチュアに於いては進歩は見られなかつた。最も良質の羊毛製品は全く製造されなかつた^{註5}」とホーフシュタッターの説を裏書し、更に「一八五七年の關稅は羊毛製品に對する關稅を二四%に下げた。然し羊毛原料を實際的に無稅と認めることによつて、より多くのことが爲された。これらの原料への關稅の免除輕減は、生産者が如何に一般的に一八五七年の關稅率再規整に従うことを望んだかを説明する^{註6}」とこれ又認めている。然し一八四六年の關稅により羊毛製品生産者が致命的打撃を受けたとは言わず、國內羊毛を用いる部内に制限されざるを得なかつたが普通の品質の衣類マニユファクチュア（所謂カシミア及び同様の製品）及びブランケットとフランネルのそれは正常の成長を續けたのであつて、全體として羊毛製品マニユファクチュアに於ける着實なる進歩が證明される^{註7}と述べている。以上の如き彼の言が眞實とすれば果して羊毛採取者と生産者との險しい對立があつたかは疑わしい。確かに或程度の利害の不一致はあつたであろうが、ホーフシュタッターの述べる如き死活の對立があつたとするのは言い過ぎであらう。

更に北部マニユファクチュアラが低關稅を望んだ事情については、この場合特に原料についてのそれであつたことが注目されるし、又かゝる事情以外にも工業全體の發達が次第に低關稅になつてもさほど苦痛を感じない様になつていたという事情が存するのではあるまいか。このことを木綿工業と鐵工業を參考にして考へて見たい。木綿工業は「一八三二年迄に地位を固め、保護より獨立するに至つて」^{註8}あり、「一八三三年の妥協關稅の下に續いて起つた關稅の漸次的低下の間にも、木綿工業は有利であり擴大した。（中略）一八四六年から一八六〇年迄の時期を通じて木綿工業は着實に成長したが、それは低關稅によつては餘り影響されなかつた^{註9}」し、益々逆に輸出を増加せしめていたのである。鐵については「一八三〇年と一八四〇年の間英國の鐵に對する高關稅によつて保護された^{註10}」が、瀝青炭に代つて無煙炭が燃料として用いられる様になり、一八四〇年頃より劃期的な發達を遂げ始めた。「無煙炭の使用は銑鐵の生産を刺戟したのみでなく、壓延鐵及びレール鐵のそれをも刺戟した」のであつて、「低關稅でも無煙炭による鐵製造の着實な成長を妨げなかつた^{註11}」とい

られるのである。従つて羊毛工業及びその他の工業に於いても、その急速なる發達はたとえ木綿工業程はなかつたとしてもさほど迄低關稅を苦痛としない様になつていたのであるまいかと考えられるのである。

然しながら、低關稅の下でも着實なる成長を妨げられなかつたといわれる鐵工業に於いて、何故ペンシルヴェニアの鐵工業は高關稅を主張したかの問題がここに起る。この解答は甚だ困難であるが、タウンシグの傳える次の如き事實によつて説明されるのではあるまいか。即ち「この工業に於いて、合衆國の東部に於ける生産狀態は、一八四二年の保護關稅が舊プロセスへの復歸を惹起し、生産者へも相應の利得を與えなかつた。(中略) 一八四六年の率の下にさえ、又無煙炭使用後さえも同様の効果が見られた」^註からである。然かも、次第に重要性を加えて來たこの部門の急速なる發展をはかる爲にはまだ保護策が必要であつたと考えられるのである。

この様な考察により、私は北部マニユファクチュアラーの低關稅希望は、合衆國財政の要請と共に工業そのものの發達に關連して事實であつたと思う。従つてホーフシュタターの言う如く、關稅率の低下という點に關する限り南部の希望に接近することによつて、關稅問題における敵意が幾分緩和されたことを認めるのである。

然しそれだからと云つて北部の資本家の大多數がリンカンの勢力に反對し、又南部プランターとの妥協にのみ傾いたとは云う事は出來ない。勿論妥協案の賛否に當つて、マニユファクチュア諸州の中には相當に妥協的空氣があつたことは既に見た如くであり、それは確かに負債の拒絶を恐れ、市場の喪失を憂える資本家達の存在を物語るものであつたが、奴隸制南部に於けるかかる特殊利害はそれ自身限界をもつものであり、決して資本家の大多數を包含し得なかつた。關稅に關してやや長く述べて來たことも、更にこのことを明確にせんがために外ならない。何故ならば、假令低關稅によつて關稅問題が緩和されたとするも、もしそれが北部工業の發達のためであつたとすれば、それこそ資本主義の高度化を示すものであり、南部の最も怖れる所のものであつたからである。關稅問題は緩和されても工業の發達はそのまゝ内地開發政策や

銀行政策等々の面で益々その對立を促進すべきものであつたのであり、南北の全體としての經濟的利害は益々相隔つたと
いわざるを得ない。一八五〇年には南部は北部の二〇%を占めていたが、一八六〇年迄に南部は自己の生産を九%減退さ
せ、北部は一二五%増加させた爲に、この年には南部は八%を占める有様となつた^{註11}といわれる生産力の差違を見て容
易に肯けることである。彼等北部資本家の微温さは、對立感情の自覺という面において、彼等は西部市場のため當面満足
して南部市場の解放に關心が薄かつた爲、奴隸制に鋭い批判は與えず、只徒らに南部のみが資本主義への恐怖のために北
部を攻撃することにより、漸く北部も奴隸制の障碍を自覺するという因果關係が存したために生じたと思われるのであつ
て、北部資本家はやはりそれ自體としてはリンカンの側にあつたのである。このことは前節におけるニュー・ヨーク州と
マサチューセッツ州の場合を見てもわかるが、特に後者の場合、一八六〇年の選挙投票數を見れば、エセックス、ミドゥ
ルセックス、サッフオーク、ノーフォーク等の商業中心地においても、共和黨への投票は斷然多く、サッフオークにおい
て僅かに他黨投票數の合計よりも少いのであり、南部民主黨への投票は最も少いの^{註12}を見ても明瞭である。こゝに北部ブル
ジョアジの南部に對する限界があり、それと共に又微温さも存したのであつて、それは又夫々の利害の複合によつて各
州に様々の態度を現出せしめたのである。^{註13}

然し又一方、ペンシルヴェニアの如き州は右に述べた事情により積極的に南部に對抗し得たことを知る。

更に西部自由農民の中で舊「自由土地黨」(Free Soil Party)を中心とした勢力は、土地問題のために、經濟的にも
精神的にも南部に對抗する勢力であつたであらう。それは南部の最大の武器が土地による攻勢であつた以上、甚だ直接的
であつた。西北三州の妥協案に對する態度はこれを物語るものである。又、自由農民以外に純粹に南部對抗勢力と成り
得た者に自由労働者があつた。尤も彼らはアメリカ特有の労働力の流動のため、組織に於いても階級的發達に於いても未
熟であつたという憾みはあつたが。

右の様な勢力の外に、「異つたグループの老大なしかもルースな同盟」として「穩健な反奴隸制論者と奴隸貴族を含み、彼等の全てはお互の足を踏まぬ様に、同意の當てにならぬ拘束によつて維持され^{註14}」ている民主黨と、奴隸問題を抜きにして連邦の統一を唯一の信條とする立憲統一黨があつたが、彼らが甚だ奴隸問題への明確性を欠いたことは當然であつた。以上見た如く、この雑多な諸勢力を統一して南部に對抗するために、共通のスローガンとして北部側が「奴隸制の局地化」を唱へたことは、なお現実的な理由をもつものであつた。それは奴隸制自體への認識の不徹底を表わすものであつたが、それでも妥協案の賛否に當つてこの共通線を守り得たことは意義のあることであつたのである。

註1 菊池謙一著、南北戦争と近代アメリカの確立(上)、社會構成史大系9卷所収、一七頁以下。

8 *ibid.* p. 137.
9 *ibid.* pp. 129—135.

2 Richard Hofstadter, "The Tariff Issue and the Civil War", *American Historical Review*, XLIV, p. 50.

10 *ibid.* p. 153.
11 山川信夫著、アメリカ合衆國の産業革命、世界歴史第七卷所収、四四三頁。

3 *ibid.* p. 53.
4 *ibid.* pp. 53—55.

12 E. E. Ware, *op. cit.*, p. 33.

5 F. W. Tausig, *The Tariff History of the United States*, N. Y., 1888, p. 145.

13 ニュー・ヨークとマサチューセツ及びその他の州の相違の理由についても分標を加へべきであつたが、ここでは及ばなかつた。

6 *ibid.* p. 149.
7 *ibid.* p. 146.

14 Stephenson, *op. cit.* p. 22.

四

次に妥協案の南部に於ける反響はどうであつたらうか。それは北部に比して説明は簡單であつた。何故ならば、なお相當のユニオニストがいたが、プランター寡頭勢力は種々の術策を弄して彼等を自己の欲する方向へ引ずつて行つたからで

あり、その主張する所は奴隸制の無制限的擴張と單一綿花プランテーションの擴大であつて、固き結束を示したからである。前記デイヴィス、トゥームズの外にサウス・カロライナのレット (Robert B. Rhett) 及びヘイン (R. Y. Hayne)、ジョージアのコップ (Howell Cobb) 及びステイヴンス (Alexander H. Stephens)、アラバマのヤンシイ (William L. Yancy) 等の人々が先頭に立つていた。然らば彼等の徹底せる固執は何處から由來したか。それは他の全ての方法の失敗による唯一の残されたる道であつたからである。そして他の方法の失敗とは、連邦政府の内地開發政策と銀行政策等に對する戦のそれであり、自己の産業自立政策のそれであつた。

一體、南部は經濟的全分野に亘つて北部に依存してゐたし、又南部人の連邦政府に對する不満は、第一に不正の關稅により南部の勞働成果を奪ひ去ること、第二に不法の惠與金、公金の贅澤な費消 (内地開發) により北部の競争者を扶けること、第三に共通な血によつてかち得られた領土からの南部の排除、第四に北部の勞働力補給の熱心なる獎勵にも拘らず南部のそれは切斷せんとすることであつた。それ故南部は、かゝる政策の防止と自立經濟への道に努力したのであつた。

内地開發政策 (the internal improvement policy) への戦については、一八二四年より一八二七年迄に道路、運河及び河川、港灣等の改良について九六の計畫が政府で爲されたが、一八三六年に於ける一萬弗の費用迄はサウス・カロライナ州にはその領土を通ずる國立道路は一つもなく、河川或いは港灣にも一弗も費されない程南部に少かつたのに憤つた南部は、大統領ジャクソンに大いに期待したが、彼は前大統領アダムズ時代の二倍近くの額を支出したにも拘らず、甚だ南部は利する所少かつた。次いでポーク及びピアスの時代には大統領自身の法案拒否により退けられ、一八五六年の法案にも南部は甚だ失望した。かくして南部はこの政策の違憲性、贅澤性及び地方性に對して激しく攻撃したが目的を達するに至らなかつた。銀行政策に對しても、ハミルトン以來の國立銀行は南部人をして北部にのみ利益を得しめる源泉であると感ぜしめ、同じくその違憲性をならして戦つたが遂に成功しなかつた。

次に注目すべきは經濟自立策であつたが、この目的の爲に最も努力した者はグレッグ (William Gregg) であつた。彼は一八四四年「國內工業」(Domestic Industry)と題する一連の論文を發表して工場建設を奨励すると共に、自らも工場經營に當り、一八四九年にはシャツとシーツをニュー・ヨークへ送る迄に至つた。然し一八五〇年代初期の不況期には多くの工場は遂にその經營に失敗した。その原因は種々あつたが、その中でも最も大なる原因は南部人自身の偏狭さであつた。グレッグはカルフーン、マクダフィー、ペトラー等の著名な政治家の反對を語り、マーキュリー紙は政策の變更を見るよりは南部木綿工場の失敗を希望し、サウス・カロライニア紙の編集者は、マニユファクチュアは外國貿易に禁止的な制限を興える楔であるとし、奴隷労働による安價な生産品は北部の反感を招くものであるとし、又ブーア・ホワイトの雇用は政治に於ける自由労働政黨の形成を見るであらうと恐れる者があつた。即ち南部經濟自立策の最大の障害は、實に牢固として抜くべからざる奴隷制、棉花プランテーションの中に發見されるのである。^{註4}

誠に奴隷制は原因となり結果となり益々南部の生命の綱となつたのであり、かくの如く全ての手段に失敗した南部の唯一の活路は、當然奴隷制の一層の固持であり、自棄的な激しさにより一層の伸張をはかることであつた。然もその活路は具體的には奴隷制自體の法則として土地を擴張することによつて表現された。その爲には菊池氏の言われる如く、境界奴隷州、更には西部諸州の併合を必要とし、それは無限に擴がる可能性を持つたのであり、その實行の爲には武力を用いるも已むなしとしたのである。^{註5} マルクスが、「南部連邦の戰爭は、ことばの眞の意味において、奴隷制度の擴大と永遠化のための征服戰爭である」と述べたことは正にこの點を明確化したものであつた。従つて奴隷制を制限すべき妥協案の如きは既に問題とはなり得なかつたのである。

註1 John Van Deusen. *Economic Bases of Disunion in*

² *ibid.* pp. 121—133.

South Carolina, p. 328.

³ *ibid.* pp. 155—172.

4 Ibid. pp. 263—280.

6 マルクス・エンゲルス選集補卷一〇〇頁。

5 菊池謙一氏、前掲書四七頁。

五

以上南北兩側について、クリッテンデン妥協案に對する態度とその由つて來る所を見て來たのであるが、結局は妥協は成立し得なかつたとはいへ、双方の態度の硬軟については頗る對照的であつたことを知つた。即ち南部が武力を以て北部へ侵略を企てたのに對し、北部は奴隸制の不擴大こそ認めなかつたが、奴隸制の非干渉を約し、甚だ受動的であつた。このことは、連邦議會が妥協案の第六條の憲法修正案、即ち連邦議會は奴隸制に干渉する力を持たずとする案を、一八六一年二月二十八日に一三三票對六四票を以て通過せしめたこと（尤もこれはオハイオ及びメリーランドの二州のみの批准に終つたが）、更に開戦になつても、人口、經濟力の絶對的優位を保ちながら境界諸州への願慮から憲法擁護、連邦統一のみを唱えて、開戦の原因たる奴隸制へメスを加えることを躊躇したこと、又リンカン自身も漸次的補償付解放にあくまで執着したこと等の事實にも徴せられる。憲法的に考えればそれは一應は穩當な方法であつたとはいへ、南部との對照において考へる時なお甘きに失した感を免れないのである。この北部の奴隸制に對する不徹底さは、戰爭中共和黨急進派を切齒せしめたものであり、又戦後^{註2}における再建に禍根を残したものであつた。

註1 A. C. McLaughlin, op. cit., p. 607.

抑壓できると信じるか？」と北部の前途を案じたのに對し、

2 エンゲルスは一八六二年九月九日附マルクス宛書簡で、「すくなくとも自分の欲するところをこころえている南部の連中は、北部のだらけたヤリかたにくらべると僕の目には英雄の

マルクスは翌日、「ヤンキーについては、僕はたしかに依然北部がけつきよく勝利するといふ見解だ」と答えているのは甚だ興味深い。前掲、マルクス・エンゲルス選集三一—一頁—

ようにうつる。それとも君はまだ北部の紳士連が『反亂』を

三一—二頁。

Influence of the Crittenden Compromise and Slavery

by Y. Mori

On the Crittenden Compromise made in order to evade the disunion by secession of southern states, I researched its reflection in northern and southern states and the causes of their rejection. And though northern states rejected it on the ground of 'the non-extension of slavery.' I found supporters of this compromise in some leaders of the Republican party. And too, out of northern states that voted for this party in the election in 1860, the states which favoured the compromise are found. It shows that though there was a certain limitation in recognition of slavery by the northern bourgeoisie they did not support slavery from their essential economic interests. In southern states, their rejection was based on their enthusiastic assertion of the unlimited expansion of slavery.